

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
……(都市整備局市街地整備部民間開発課)……
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……  
……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……(環境局都市地球環境部総量削減課)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 開発行為に関する工事完了……  
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……

告示

平成二十三年六月八日  
東京都知事 石原 慎太郎

一 組合の名称  
月島一丁目三、四、五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間  
平成二十二年五月二十一日から平成二十八年三月末日まで

三 施行地区  
中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
中央区月島一丁目五番六号  
平成二十二年五月二十一日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十三年六月八日

●東京都告示第九百五十五号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六條の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十三年六月八日  
東京都知事 石原 慎太郎

一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
中央区晴海三丁目百二番 平成二十三年五月十六日

二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁)

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百五十六号  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月八日  
東京都知事 石原 慎太郎

一 登録番号 五  
特定ガス・基準量  
都内外削減量  
優良事業所基準(第一区分)  
優良事業所基準(第二区分)  
旧特定ガス・基準量

二 登録区分

三 登録検証機関名称  
アイ・ビー・テクノス株式会社

四 代表者氏名  
代表取締役 堀込 宏行

五 変更前の営業所名称  
アイ・ビー・テクノス株式会社  
社 本社

六 変更後の営業所名称  
アイ・ビー・テクノス株式会社  
社 東京本店

七 変更前の営業所所在地  
世田谷区代田三丁目三十六番三号

八 変更後の営業所所在地  
千代田区外神田一丁目八番十三号 NREG秋葉原ビル

九 変更年月日  
平成二十三年四月二十五日

◎東京都告示第九百五十七号

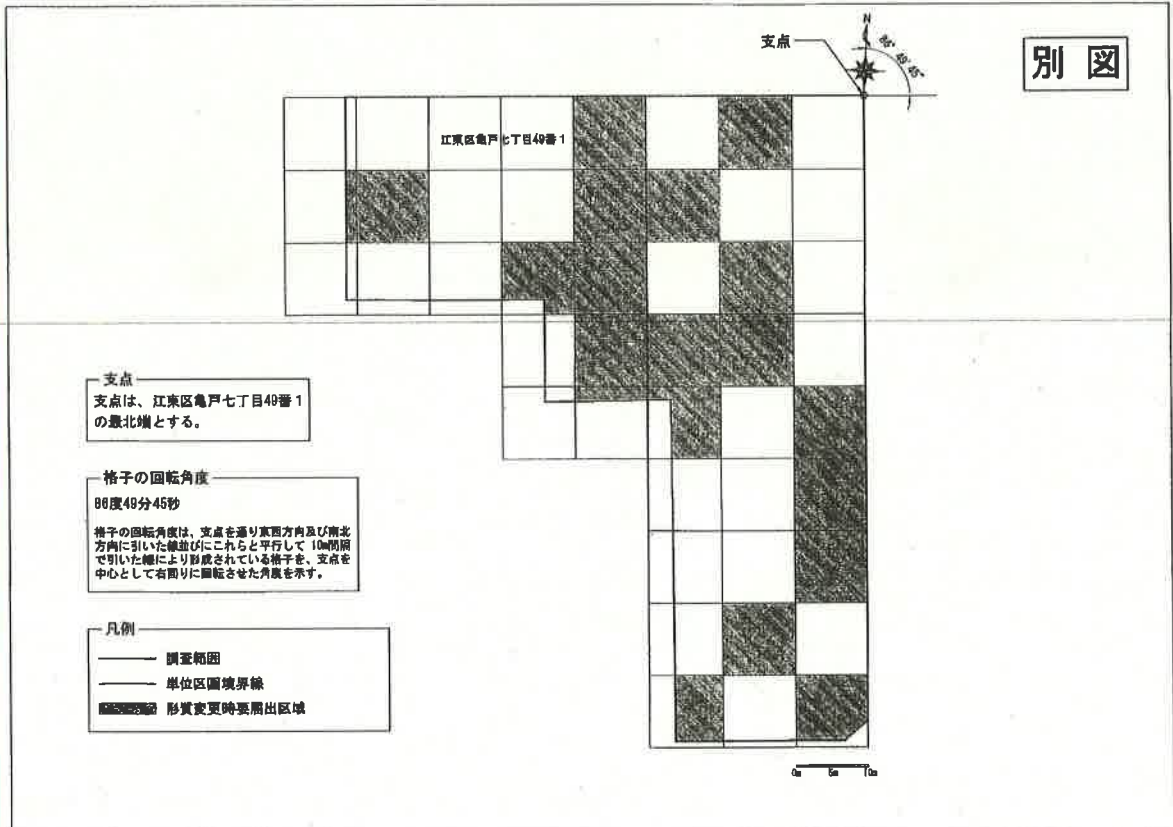
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年六月八日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区亀戸七丁目四十九番一の一部)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図





発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)…二
- 平成二十三年度クリーニング師試験の実施……………(福祉保健局健康安全部環境衛生課)…三
- 東京海区(小笠原地区)における共同漁業の免許の内容等……………(産業労働局農林水産部水産課)…四
- 東京海区(小笠原地区)における区画漁業の免許の内容等……………(同)…八
- 肥料登録の失効……………(産業労働局農林水産部畜産保健衛生所)…九
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…二〇
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

告示

………(産業労働局商工部地域産業振興課)…二〇  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)…二〇

東京都告示第千五百二二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。  
平成二十三年十月二十七日  
東京都知事 石原 慎太郎

認定年月日

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

一 中央区日本橋室町二丁目二番一から 平成二十三年十  
同番七まで、六番十五、八番一、同 月六日  
番二、同番七から同番十まで、同番  
十二、同番十三、同番十七、同番二  
十三、同番二十六及び同番二十七

認定計画書の縦覧場所

二 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁  
第二本庁舎三階中央)

東京都告示第千五百三三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第九百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により次のとおり告示する。  
平成二十三年十月二十七日

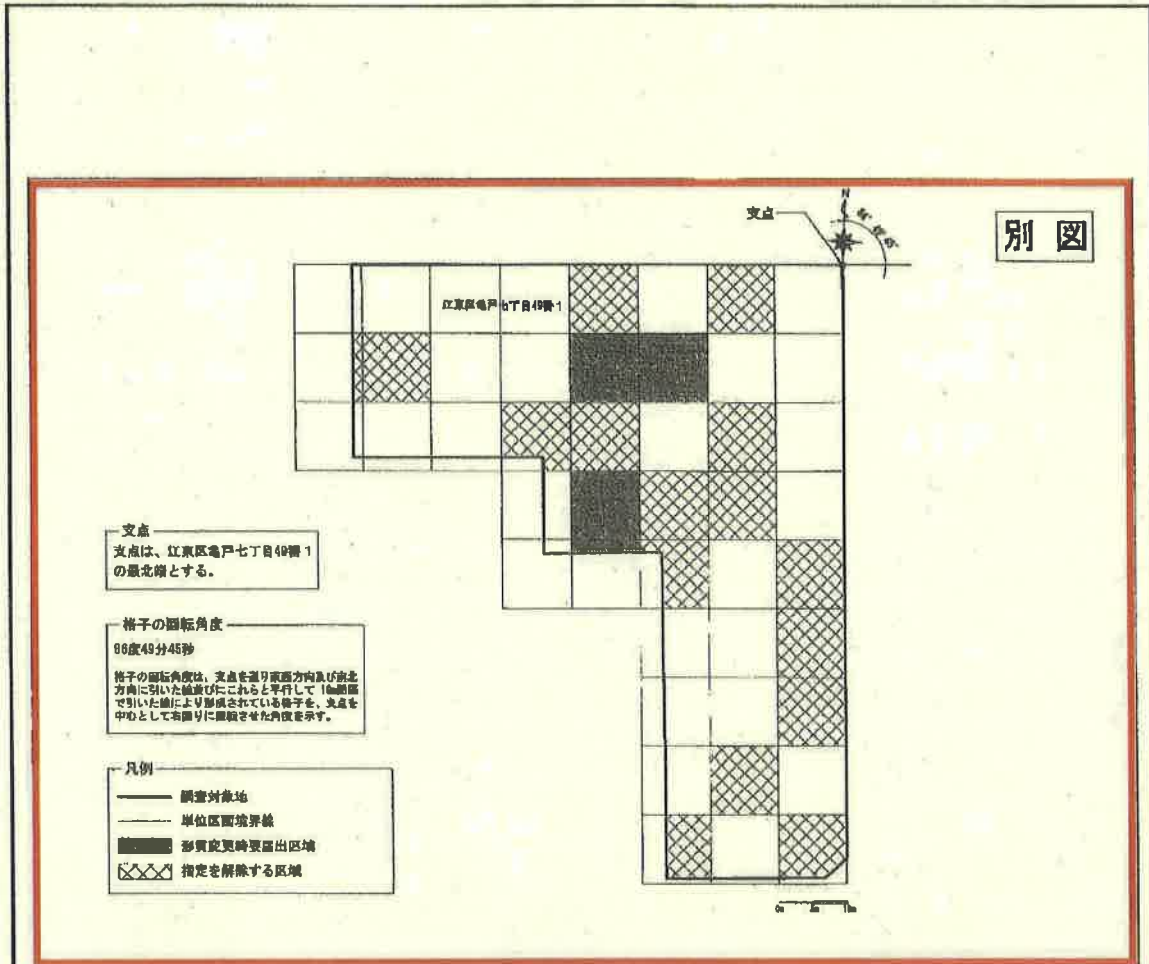
東京都知事 石原 慎太郎

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千五百四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区松江七丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物